

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

岡崎市

平素から、市税につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年度の償却資産(固定資産税)の申告の時期がまいりましたので、御案内いたします。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の岡崎市内に所在する事業用資産を申告していただくことになっておりますので、同封の申告書にて所定事項を記入の上、期日までに御提出ください。

申告期限	令和7年1月31日(金) ※期限間近は大変混み合いますので、1月20日頃までに御提出くださるよう御協力をお願いします。
申告書提出先 (及び問合せ先)	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所財務部資産税課(東庁舎3階) 償却資産係 電話(0564)23-6094 お問合せの時間…午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

◆お知らせ◆

◆御注意ください！

○建物・建物附属設備について

固定資産台帳や減価償却費計算書において建物・建物附属設備として分類されている資産を、全て申告対象外と判断されている場合がありますが、資産の内容によっては償却資産の申告対象になるものが含まれます。

建物・建物附属設備に分類されている資産を所有されている場合は、必ず本手引きのP6～P7を御確認ください。

《目 次》

I	申告について	
1.	申告の方法	2
2.	申告方法についてのお問合せ	3
II	償却資産のあらまし	
1.	償却資産とは	3
2.	償却資産の種類	3
3.	申告しなければならない資産	4
4.	申告の対象から除外される資産	5
5.	業種別の主な償却資産	6
6.	建築設備における家屋と償却資産の区分	6
7.	償却資産と家屋の区分表	7
8.	短縮耐用年数又は増加償却の一時償却	8
9.	非課税となる償却資産	8
10.	税務会計と固定資産税（地方税法）における取扱いの相違点	8
11.	課税標準の特例	11
III	償却資産の評価	
1.	評価額の計算方法	11
2.	税額の決定	12
IV	その他	
1.	不申告及び虚偽の申告	12
2.	国税関係資料の閲覧の実施	12
3.	実地調査のお願い	12
V	申告書・明細書の書き方	
1.	償却資産申告書の記入例	13
2.	種類別明細書の記入例①	15
3.	種類別明細書の記入例②	16
4.	償却資産とその耐用年数	17
VI	マイナンバー（個人番号）・法人番号記載欄について	
1.	マイナンバー（個人番号）・法人番号について	18
2.	本人確認資料の添付について	18

切取り線

〒444-8601

岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所財務部

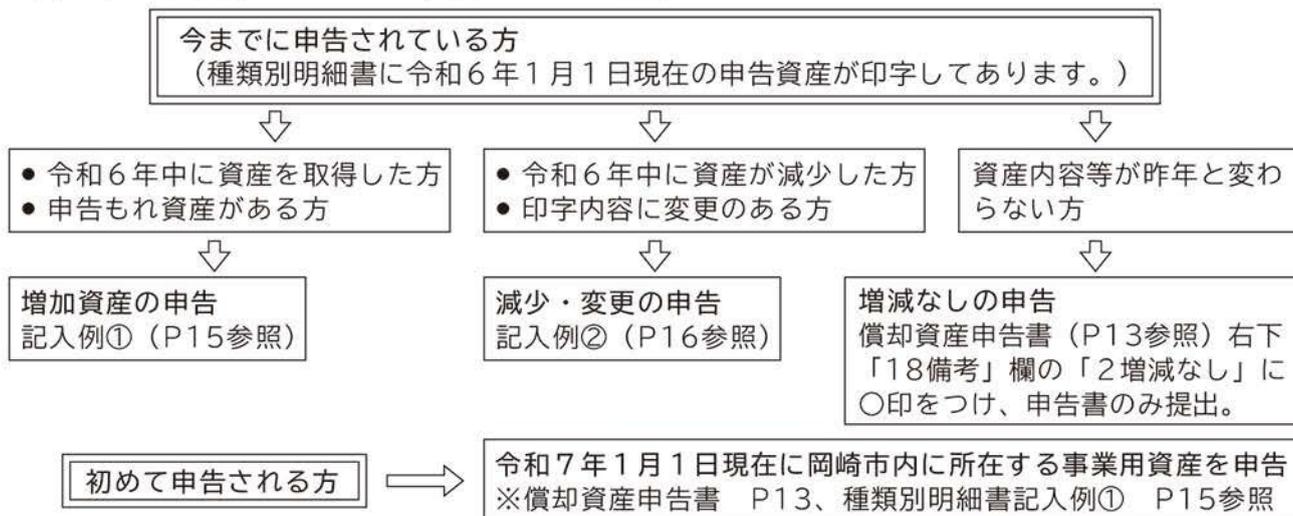
資産税課償却資産係 行

⇐ 申告書を郵送で提出する際に
切り離して宛名として御利用ください。

I 申告について

1. 申告の方法

(1) 岡崎市様式により申告される場合



(2) 電算処理による独自様式又はe L T A X(電子申告)により申告される場合

電算処理による独自様式又はe L T A X (電子申告) で申告される場合は、**毎年度、すべての資産を種類別明細書にて申告してください。**

償却資産申告書	提出される申告書の右上所有者コード欄に、本市送付の申告書又は申告案内はがきに記載してある「所有者コード」を記入してください。
種類別明細書	①すべての資産について「評価額」を算定してください。 ②評価額の最低限度は、取得価額の5%です。 ③課税標準額の特例の適用がある場合は、その特例率と特例適用後の課税標準額を記載してください。

(3) 提出書類

- 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)
- 償却資産種類別明細書
以下、該当する資産がある場合に添付していただくもの
- 新規に特例該当資産を取得した場合・・・課税標準特例該当を証する書類 (P11 参照)
- 課税免除に該当する場合・・・固定資産税課税免除適用申告書
- 短縮耐用年数を適用された場合・・・国税局長の承認通知書 (写) (P8 参照)
- 増加償却をされた場合・・・税務署長への届出書 (写) (P8 参照)
- 非課税資産を所有されている場合・・・固定資産非課税適用申告書 (P8 参照)
- 減免該当資産を所有されている場合・・・減免申請書

※注意事項

- 決算期から賦課期日 (1月1日) 現在までの間に取得した資産について、**申告もれのないように**してください。申告もれ資産等がある場合、過年度に遡って課税されます。
申告期限後に申告もれ資産等が見つかった場合は、速やかに**修正、追加の申告**をしてください。
- 該当資産のない場合**、又は解散、廃業、休業、転出等の場合でも申告は必要です。申告書の「18備考」欄にその旨を記入し、申告してください。
- 「償却資産申告書」、「種類別明細書」とも2枚目を本人控えとして保管してください。
- 郵送での申告もできます (左ページ郵送用宛名を御利用ください。)。本人控えに本市の受付印が必要な場合は、**切手を貼った返信用封筒を同封**してください。
- 申告書の用紙は毎年お送りしていますが、前年の申告の内容により、申告案内のはがきや申告内容確認の通知に代えさせていただくことがあります。

2. 申告方法についてのお問合せ

(1) 申告書の記載方法が分からない場合

下記の書類をお持ちの上、お早めに資産税課まで御相談ください。

- 固定資産台帳
- 確定申告資料の写し（減価償却費の計算が分かる書類）、法人確定申告書の写し及び別表16など
- その他、減価償却資産の明細の分かる書類（アパート等を新築された方は、工事見積書等）

(2) eLTAX（電子申告）の申告方法が分からない場合

申告の利用手続き等の詳細につきましては、下記のお問合せ先までお尋ねください。

eLTAXホームページ

→ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク 受付時間：9:00~17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

→ 電話番号 0570-081459

03-5521-0019（上記の電話番号でつながらない場合）

II 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具、備品等の資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

具体的には土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のもの（法人税又は所得税が課されない者が所有するものを含む）をいいます。ただし、自動車税・軽自動車税の課税客体となるものは除かれます。

2. 償却資産の種類

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、特定の生産用設備、内装・内部造作等（P6「建築設備における家屋と償却資産の区分」を御参照ください。）
	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設・屋外給排水設備等の外構工事、看板（広告塔等）等
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（P5「<参考2>自動車等について」を御参照ください。）
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター等

3. 申告しなければならない資産

耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の資産。取得価額が10万円未満の資産であっても固定資産として個別に減価償却している資産（詳細は下記＜参考1＞のとおり）

なお、次に掲げる資産も申告が必要です。

- (1) 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産（その一部又は全部が完成している場合のその完成部分）
- (3) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (4) 遊休資産（稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- (5) 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼動していない資産）
- (6) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- (7) 福利厚生（社宅・宿舍等）の用に供するもの
- (8) 割賦買入資産（割賦金の完済していない資産）
- (9) 家屋として固定資産税の評価がされていない構築物
- (10) 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの（詳細は下記＜参考1＞のとおり）
- (11) 大型特殊自動車に該当する車両（詳細はP5＜参考2＞のとおり）
- (12) リース資産（他へ事業用として貸付けている資産）（詳細はP5＜参考3＞のとおり）

＜参考1＞少額資産について

少額資産は、税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取扱いが異なります。

取得価額	経 理 区 分			
	個別減価償却	中小企業特例(※1)	一時損金算入(※2)	3年一括償却(※3)
10万円未満	対 象 (申告が必要です)	対 象 (申告が必要です)	対象外	対象外
10万円以上 20万円未満			対象外	
20万円以上 30万円未満			対象外	対象外
30万円以上			対象外	対象外

※1 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により、取得価額が10万円以上30万円未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの

※2 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により、耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの

※3 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により、取得価額が20万円未満の資産を3年で均等償却するもの

<参考2> 自動車等について

自動車等については、下の表のとおり、車両の分類ごとに対象となる税目が決まっています。償却資産の申告の対象となるのは大型特殊自動車のみとなります。小型特殊自動車であるフォークリフト等は軽自動車税の対象となり、公道を走行しない場合であっても申告の対象とはなりませんので御注意ください。

なお、自動車税、軽自動車税の対象となる乗用車やトラック等に属する、カーラジオ、カーナビゲーションシステム等は申告の対象になりません。

●車両の分類（道路運送車両法施行規則）と対象税目

普通自動車		自動車税	×（申告不要）
小型自動車	二輪以外	軽自動車税	×（申告不要）
	二輪		
軽自動車		固定資産税（償却資産）	○（申告必要）
原動機付自転車			
小型特殊自動車	※下の規格表を参考にして下さい。		
大型特殊自動車	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ●岡崎900 お 04-59 </div> <div> この数字が、0、00～09、000～099、及び、9、90～99、900～999のものは、大型特殊自動車です。 </div> </div>		

※小型特殊自動車の規格（以下の基準をひとつでも超えていれば大型特殊自動車です）

	長さ(m)	幅(m)	高さ(m)	最高速度(km/h)	原動機総排気量(リットル)
農耕作業用自動車	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし
上記以外の特殊自動車	4.70以下	1.70以下	2.80以下	15以下	制限なし

<参考3> リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している人に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している人に申告していただく場合に分かれます。詳しくは次の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸借契約によるリース資産 特徴：賃借期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収されるなど	○ (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)
実際の売買にあたるようなリース資産 特徴：所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合など	× (申告不要)	○ (申告が必要)

※所有権移転外ファイナンスリース取引については、税務会計（法人税・所得税）において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来どおり（リース会社からの申告）となります。

4. 申告の対象から除外される資産

次のものは、償却資産の申告の対象とはなりません。

- (1) 無形減価償却資産（特許権、ソフトウェアなど）
- (2) 繰延資産（開業費、開発費など）
- (3) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- (4) 書画・骨とうのように、時の経過によりその価値が減少しない資産
※平成26年12月に法人税基本通達・所得税基本通達が一部改正され、原則として100万円未満の美術品等は減価償却資産として取り扱われることとなりました。
- (5) ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降の契約分に限りです）
- (6) 農耕作業用トレーラ
※令和元年12月25日付け国土交通省告示946号により、農耕作業用トレーラについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税種別割の課税対象となりました。償却資産として申告されている方につきましては、申告書から除却し、軽自動車税の申告を行ってください。

5. 業種別の主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、複写機、タイムレコーダー、自動販売機、ブラインド・カーテン等、LAN設備、ファクシミリ、事務机・椅子、レジスター、テレビ、看板、ネオンサイン、パソコン、エアコン、内装・内部造作、駐車場設備等
飲 食 業	テーブル・椅子、カウンター、室内装飾品、金庫、レジスター、テレビ、ジュークボックス、冷蔵庫、厨房用具、日よけ、看板、ネオンサイン、自動販売機、駐車場設備、カラオケ機器等
理容・美容業	理容・美容いす、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、エアコン、レジスター、サインポール、ネオンサイン等
農 業	温室(ビニール製)、給排水設備、井戸、乗車して自走運転のできる装置のない農耕用耕作機械等、農耕作業用自動車(大型特殊自動車に限る。※自動車税・軽自動車税の対象は除く)
医 療 業	ベッド、キャビネット、分包器、エックス線装置、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、冷蔵庫、レジスター、エアコン等
小 売 業	ショーウインド、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店用簡易装備、間仕切り、日よけ、エアコン、ネオンサイン、看板等
加工・修理業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、グラインダー、コンプレッサー、クレーン、検査工具、治具、取付工具、切削工具、受・変電設備、動力配線等
不動産賃貸業 (貸店舗・アパート経営等)	自転車置場、駐車場設備、排水溝、フェンス、緑化施設、庭園、門扉、屋外給排水設備、下水道接続設備、看板、広告塔、屋外照明設備、エアコン、受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備等

6. 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価しています。

(1) 家屋と建築設備の所有者が異なる場合

家屋の所有者と異なる者(テナント)が貸ビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、テナントの方の償却資産として取り扱います。

※家屋の所有者と異なる者(テナント)が前の賃借人等の建築設備等を、中古資産として一括購入した場合、あくまでも該当する償却資産のみが申告対象であり、営業権相当分(繰延資産)は除いて申告してください。

(2) 家屋と建築設備の所有者が同じ場合

家屋と建築設備の所有者が同一の場合に、以下のものは償却資産として評価します。

- 独立した機器としての性格の強いもの(例:受変電設備)
- 特定の生産又は業務の用に供されるもの(例:工場の機械等の動力源である電気設備)
- 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの(例:ルームエアコン)
- 構造的に家屋と一体となっていないもの(例:屋外に設置された配線・配管)
- サービス設備としての性格の強いもの(例:ホテルにおける厨房設備、洗濯設備)

※自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修した場合の費用は、家屋の評価に含まれますので、償却資産としての申告の必要はありません。

7. 償却資産と家屋の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等		○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等		○			◎
	監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎
配管・配線等			○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
盗難非常通報装置	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器、湯沸器）			◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用） 中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎	
	駐車場設備	機械式駐車場設備、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎	
		工場用ベルトコンベア			◎		◎
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター等	○			◎	
		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
	厨房設備	上記以外の設備	○			◎	
その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

8. 短縮耐用年数又は増加償却の一時償却

耐用年数の短縮又は増加償却の一時償却を適用している資産がある場合、国税局長又は税務署長への承認通知書の写し又は届出書の写しを申告書に添付してください。これらの資産については、税務会計の取扱いに準じて評価額が算出されます。

9. 非課税となる償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。新たに該当する資産を取得された場合は、「固定資産税非課税適用申告書」に必要事項を記載の上、関係書類の写し等、添付資料とともに提出してください。

「固定資産税非課税適用申告書」は資産税課に用意してあります。詳しくは資産税課までお問合せください。

10. 税務会計と固定資産税（地方税法）における取扱いの相違点

法人税又は所得税の申告の際、固定資産台帳及び減価償却資産台帳を作成されていると思いますが、**税務会計と固定資産税では減価償却資産の取扱いが若干異なります**ので御留意ください。

固定資産税上では構築物に該当する外構設備や特定の生産用設備等を税務会計上では建物の評価に含めてしまっていることがありますので、申告の際は**建物本体とは区分し、償却資産該当分**を御申告ください。

平成20年4月1日以降に締結したリース契約について、税務会計上「売買取引」として取り扱う事になったリース資産についても、固定資産税では原則として所有者であるリース会社から御申告いただくこととなります（P5<参考3>参照）。

なお、その他の取扱いの相違点については以下のとおりです。

区 分	固定資産税（地方税法）	税 務 会 計
償 却 計 算 の 趣 旨	資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じた課税を行うために、減価を行い残価（現在価値）を求めるもの。	期間収益に対応し、償却資産の取得価額を使用期間にわたって費用化するために、毎年度の償却額を求めるもの。
償 却 計 算 の 基 準 日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減 価 償 却 の 方 法	定率法（特例として取替法、生産高比例法）	定率法、定額法等の選択の余地あり
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認めない	認める
特 別 償 却 の 制 度 （租税特別措置法）	認めない	認める
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	1円（備忘価額）
改 良 費	区分評価	原則区分評価

参考1 税務会計資料に記載のある資産の中で、償却資産の申告において注意が必要な資産の例示（法人の場合）

固定資産台帳及び減価償却明細表
令和6年4月1日～令和7年3月31日

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧						
名称	期末数量	供用年月日	取得価額	償却方法	耐用年数	保証率 償却率	月数	償却保証額 調整前償却額	改定取得価額 期首帳簿価額	期中増加額	期中減少額	償却実施額	期末帳簿 価額
工場	1	平20.4.1	10,000,000	定額法	22								
プレハブ倉庫	1	平20.4.1	1,000,000	定額法	7								
建物計			11,000,000										
電気工事	1	平20.4.1	2,000,000	250%定率	15								
給排水工事	1	平20.4.1	3,000,000	250%定率	15								
建物附属設備計			5,000,000										
自動車	1	平26.5.20	1,500,000	200%定率	4								
フォークリフト	1	平20.4.1	500,000	250%定率	4								
車両運搬具計			2,000,000										
コンプレッサー	1	平20.4.1	5,000,000	250%定率	9								
機械及び装置計			5,000,000										
エアコン	1	平27.3.20	300,000	200%定率	6								
工具器具及び備品計			300,000										
CAD/CAMシステム	1	平26.4.1	3,000,000	250%定率	5								
ソフトウェア計			3,000,000										
マシニングセンタ	1	平26.4.1	8,000,000	リース資産									
リース資産計			8,000,000										
冷蔵庫	1	平28.3.1	100,000	少額									
少額資産計			100,000										
パソコン	1	平28.4.1	190,000	3年一括									
一括償却資産計			190,000										

①建物一式で計上している資産に、償却資産の申告対象資産が含まれている場合があります。(屋外に施工した工事、工業用機械の動力源としての電気工事等) それらの資産は、建物本体とは区分し、個別に申告していただく必要があります。

②簡易的な建物で、固定資産税上の家屋として評価されない資産は申告が必要です。

③屋外に施工した工事又は特定の生産用設備のための工事の場合は申告対象となります。

④フォークリフト等の車両は、自動車税・軽自動車税の対象となるべきものの場合は申告対象外となります。車両の場合、大型特殊自動車は申告の対象となります。

⑤ソフトウェアは無形資産のため申告対象外ですが、機械を動かすために必要なものである場合は機械と一体のものとして取り扱うため、申告が必要です。

⑥リース資産は、リース期間終了後に所有権が借主へ移転するような場合は申告が必要です。(P5<参考3>参照)

⑦少額資産は申告が必要です。

⑧3年一括償却を行っている資産は申告不要です。

参考2 税務会計資料に記載のある資産の中で、償却資産の申告において注意が必要な資産の例示（個人事業者の場合）

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額) 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年分の 普通償却費 (①×③×⑤)	⑥ 増 割 (特別 償却費)	⑦ 本年分の 償却費合計 (④+⑥)	⑧ 貸付 割合	⑨ 本年分の 必要経費 算入額 (⑩×⑨)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
① 建物(工場)		H24.2	10,000,000 ()	10,000,000	定額	30								
② プレハブ倉庫		H26.5	2,000,000 ()	2,000,000	定額	10								
③ 電気設備		H24.2	3,000,000 ()	3,000,000	定額	15								<p>①建物一式で計上している資産に、償却資産の申告対象資産が含まれている場合があります。(屋外に施工した工事、工業用機械の動力源としての電気工事等) それらの資産は個別に申告していただく必要があります。</p> <p>②簡易的な建物で固定資産税上の家屋として評価されない資産は申告対象となります。</p> <p>③屋外に施工した工事又は特定の生産用設備のための工事の場合は申告対象となります。</p> <p>④建物の内部に設置されている場合であっても、独立した機器としての性格が強いものは申告対象となります。</p> <p>⑤外構部分に施工された工事は申告対象となります。</p> <p>⑥フォークリフト等の車両は、自動車税・軽自動車税の対象となるべきものの場合は申告対象外となります。車両の場合、大型特殊自動車は申告対象となります。</p> <p>⑦負担金、開業費等の無形資産は申告対象外です。</p> <p>⑧ソフトウェアは無形資産のため申告対象外ですが、機械を動かすために必須なものである場合は機械と一体のものとして取り扱うため、申告が必要です。</p>
給排水設備		H24.2	2,500,000 ()	2,500,000	定額	15								
④ 受変電設備		H24.2	5,000,000 ()	5,000,000	定額	15								
⑤ 下水道切替工事		H24.2	500,000 ()	500,000	定額	15								
看板		H24.2	300,000 ()	300,000	定額	20								
太陽光発電システム		H30.5	4,000,000 ()	4,000,000	定額	17								
コンプレッサー		H24.2	5,000,000 ()	5,000,000	定額	9								
フライス盤		H24.2	3,000,000 ()	3,000,000	定額	10								
⑥ フォークリフト		H27.3	1,200,000 ()	1,200,000	定額	4								
自動車		H30.5	1,500,000 ()	1,500,000	定額	4								
エアコン		H25.6	300,000 ()	300,000	定額	6								
⑦ 下水道事業負担金		H24.2	1,000,000 ()	1,000,000	定額									
開業費		H25.6	300,000 ()	300,000	定額	15								
パソコン		H25.8	190,000 ()	190,000	定額	4								
パソコン		H28.8	200,000 ()	200,000	定額	4								
⑧ ソフトウェア		H25.8	2,000,000 ()	2,000,000	定額	5								
計														

11. 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。新たに特例適用資産を取得された場合は、償却資産申告書（P13参照）の「18備考」欄と償却資産種別明細書（P15参照）の「摘要」欄にその旨を記載の上、事実を証明する書類等を添付して提出してください。

主な特例については、岡崎市ホームページ「償却資産に対する課税」に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

Ⅲ 償却資産の評価

1. 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基に、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して、一品ごとに算出します。

なお、個々の資産について、取得価額の5%が最低限度額となります。

(1) 令和7年度の評価額の算出方法

令和6年中に取得した資産（前年中取得資産）

$$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) \text{ (ア)}$$

令和5年以前に取得した資産（前年前取得資産）

（前年度評価額）

$$\text{令和6年度評価額} \times (1 - r) \text{ (イ)}$$

※ r ……耐用年数に応ずる定率法による償却率（年率）

(2) 計算例

取得価額900,000円、取得年月令和6年5月、耐用年数3年の資産の場合

年 度	評 価 額
令和7年度	900,000円 × 0.732 (ア) = 658,800円
令和8年度	658,800円 × 0.464 (イ) = 305,683円
令和9年度	305,683円 × 0.464 = 141,836円
令和10年度	141,836円 × 0.464 = 65,811円
令和11年度	65,811円 × 0.464 = 30,536円 < 45,000円 (※)

※令和11年度で算出額が取得価額の5%（45,000円）より小さくなるため、以降の評価額は45,000円となります。

減 価 残 存 率

耐 用 年 数	償却率 r	減価残存率		耐 用 年 数	償却率 r	減価残存率		耐 用 年 数	償却率 r	減価残存率	
		$1 - \frac{r}{2}$ (ア)	$1 - r$ (イ)			$1 - \frac{r}{2}$ (ア)	$1 - r$ (イ)			$1 - \frac{r}{2}$ (ア)	$1 - r$ (イ)
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	60	0.038	0.981	0.962

2. 税額の決定

区 分	説 明
納 税 義 務 者	令和7年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有者です。
課 税 標 準 額	令和7年1月1日現在における償却資産の評価額の合計（P11記載の計算によって算出した個々の資産の評価額の合計）です。 ※課税標準額の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額に、それぞれ特例率を乗じて得た額を基に算出します。
税 額	償却資産課税台帳の登録価額（課税標準額）に税率の1.4%を乗じた額です。 $\boxed{\begin{array}{c} \text{税 額} \\ (100\text{円未満切り捨て)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課 税 標 準 額} \\ (1,000\text{円未満切り捨て)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税 率} \\ (1.4\%) \end{array}}$
免 税 点	課税標準額が 150万円未満 の場合は課税されません。
納 期	原則として $\left. \begin{array}{l} \left. \begin{array}{l} 1 \text{ 期} \quad 4 \text{ 月} \\ 2 \text{ 期} \quad 7 \text{ 月} \\ 3 \text{ 期} \quad 12 \text{ 月} \\ 4 \text{ 期} \quad \text{翌年} 2 \text{ 月} \end{array} \right\} \right\}$ の4回に分けて納めていただきます。 ※申告書の提出が遅れた場合等には、必ずしも上記の日程で処理できないことがあります。

IV その他

1. 不申告及び虚偽の申告

申告すべき事項について、正当な理由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び岡崎市市税条例第66条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

2. 国税関係資料の閲覧の実施

地方税法第354条の2の規定により、市町村長は固定資産税の賦課徴収のため、国税関係資料の閲覧等を行うことが認められています。閲覧した所得税、法人税申告書の減価償却費の明細書を基に作成した資料を申告書送付時に同封し、御申告の参考としていただくことがございますので御協力ください。

3. 実地調査のお願い

岡崎市では、地方税法第408条の規定に基づき、順次、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出をお願いすることや、償却資産の調査にお伺いすることがありますので、その際は御協力をお願いします。

また、それらに伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税に際しては、現年度だけでなく、資産を取得した年の翌年度まで遡及（最大5年度）することがあります。

V 申告書・明細書の書き方

1. 償却資産申告書の記入例

申告書の提出は 事務処理の都合上 1月20日までに 御協力をお願いします。

「控えに受付印が必要な場合は切手を貼った 返信用封筒を同封してください」

受付印	令和7年 1月 10日	令和7年度	償却資産 申告書(償却資産課税台帳)		※所有者コード 90501234
1 住所 (又は納税通知書送付先)	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 (屋号)	3 個 人番号又は 人番号	4 事 (資 本等の金額)	5 事 業開始年月	6 こ の申告に 答ずる者 及び氏名
2 氏名 (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)	〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 (電話 0564-23-6096)	7 税 氏 名	(電話 0564-23-6096)	H3.1	(電話 0564-23-6096)
資産の種類	取得価額				8 短縮耐用年数の承認
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	9 増加償却の届出
1 構築物	1,557,900 1,350,000	150,000		1,407,900	10 非課税該当資産
2 機械及び装置	32,510,000 31,800,000	5,300,000	11,755,000	38,965,000	11 課税標準の特例
3 船舶					12 特別償却又は圧縮記載
4 航空機					13 税務会計上の償却方法
5 車両及び運搬具					14 青色申告
6 工具器具及び備品	1,160,000		1,402,500	2,562,500	
7 合計	35,227,900 34,310,000	5,450,000	13,157,500	42,935,400	
資産の種類	評価額(ホ)	※決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)		
1 構築物					
2 機械及び装置					
3 船舶		記載する必要はありません。	(ただし電算処理による全資産申告をされる場合には記載してください)		
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具器具及び備品					
7 合計					

【所有者】
印字されている住所・氏名が誤っている場合は訂正してください。所有者が法人の場合は代表者の氏名を御記入ください。屋号があれば記入してください。

【前年前に取得したもの(イ)】
令和6年1月1日現在の所有資産の取得価額の合計額が打ち出しております。申告もれ資産がある場合又は打ち出した資産の取得価額に修正がある場合には訂正してください。

【備考】
(1) 該当する項目に○印を付けてください。
1. 資産増減あり………前回の申告以降に資産の異動があった場合
2. 増減なし………前回の申告以降に資産の異動がなかった場合
3. 該当資産なし………申告する資産がない場合
4. 廃業・解散・転出等…岡崎市内に資産がなくなった場合は、該当する項目に○を付け、その年月を記入

(2) その他、次の事項を記入してください。
●前年中に、所有者の住所・氏名又は名称・資産所在地等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所、氏名又は名称等
●休業した場合は、その内容及び休業等の年月日
●納税管理人を定めている場合は、その者の住所及び氏名
●参考となる事項(組織変更・商号変更等)及びその異動年月日
●課税標準の特例の適用のある資産を取得した場合は、その資産の取得年月と該当条項

【所有者コード】
独自様式用の紙で申告する場合は必ず記入してください。

【個人番号又は法人番号】
個人番号は住民票に登録されている住所地の市区町村から通知された番号を右詰めで記入してください。
法人番号は国税庁から通知された番号を記入してください。
共有名義の方は記入する必要はありません。

【資産所在地】
償却資産の所在地をご記入ください。

第二十八号様式(提出用)
※自社様式による申告の場合でも、この申告書を必ず同封してください。

2. 種類別明細書の記入例①

※追加資産がある場合の記載方法

- ◎白紙の種類別明細書には、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに**取得した資産**、企業内移動資産、**申告もれ資産**等を記入してください。
- ◎初めて申告される場合は、令和7年1月1日現在所有している資産を**全部**記入してください。
- ◎増加のない場合は、この種類別明細書を提出する必要はありません。

令和7年度 償却資産種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード	住所	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地	【取得年月(年号)】		数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価 残存率	評価額	特例		課税標準額	増加 増上	摘要	頁
			S…昭和、H…平成、R…令和	減免							種類					
90501234	氏名・法人名	〇〇株式会社	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1		フェンス			1	H26.12	207,900	10					1・2 3・4	申告もれ		
2		研削盤			1	H19.3	710,000	9					1・2 3・4	申告もれ		
2		旋盤 (CAD-500)			1	H19.10	4,300,000	9					1・2 3・4	R6.4 名古屋から		
2		直立ボール盤			1	H31.3	1,680,000	7					1・2 3・4	中古見積		
2		マニシングセンタ			1	R6.7	5,775,000	10					1・2 3・4	特例該当		
6		パソコン			1	R6.5	300,000	4					1・2 3・4			
6		テレビ			1	R6.7	262,500	5					1・2 3・4			
6		コピー機、ファックス			1	R6.8	840,000	5					1・2 3・4			

【種類】
資産に対応する種類を記入してください。
(3ページ参照)

【資産の名称】
資産の名称・規格等を具体的に記入してください。
使用できる文字は漢字・カタカナ・英字・数字とし、23文字以内で記入してください。

【取得価額】
資産を取得するために要した費用(引取運賃、保険料、手数料、手数料、据付費等の附帯費を含む)を記入してください。
圧縮記帳は地方税法上認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

【耐用年数】
「減価償却資産の耐用年数に関する財務省令」に基づく耐用年数を記入してください。
耐用年数の短縮・中古見積耐用年数を適用している場合には、実際に適用している耐用年数と摘要欄にその旨を記入してください。

【増加事由】
増加資産を記入した場合は、増加事由を○で囲んでください。
1: 新品取得
2: 中古品取得
3: 移動による受け入れ
4: その他
3の場合、摘要欄に移動日と移動前の所在地を記入してください。
4の場合、摘要欄に理由を記入してください。

【摘要】
下記に該当する資産については、例のように記入してください。
(1)耐用年数の短縮の承認を受けた資産
……………例「短縮」
(2)中古見積耐用年数を適用している資産
……………例「中古見積」
(3)課税標準の特例の適用のある資産
……………例「特例該当」
(4)増加償却の届出をした資産
……………例「増加償却」
(5)その他参考となる事項
……………例「申告もれ」等

※「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受け入れ、4. その他のいずれかにも○印を付けてください。

3. 種類別明細書の記入例②

※資産内容が印字されている明細書の記載方法

◎令和6年1月1日現在の所有資産が印字してあります。令和6年1月2日から令和7年1月1日までに売却・滅失・移動等により減少した資産がある場合、又は印字内容に変更がある場合は記入してください。
◎増減・変更がない場合は、この種類別明細書を提出する必要はありません。償却資産申告書(P13)の「18備考」欄に増減・変更がない旨を○印で記入し、償却資産申告書のみ提出してください。

令和7年度 償却資産種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード	住所	444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地	氏名・法人名	○○株式会社	資産の種類	資産番号	資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	評価額		種類	増加	摘要
													特例	課税標準額			
90501234					1	000000000000000001	アスファルト舗装	1	S 60.1	1,200,000	10				1.2 3.4		
					2	000000000000000002	フェンス	1	H3.4	150,000	10				1.2 3.4		R6.2廃棄
					3	000000000000000001	機械設備 研削盤	2	H4.6	1,500,000	10				1.2 3.4		名称修正
					4	000000000000000002	プレス20トン	1	H5.11	4,700,000	10				1.2 3.4		
					5	000000000000000003	フライス盤 TN-100	1	H8.2	5,300,000 10,600,000	10				1.2 3.4		R6.5 一部売却
					6	000000000000000004	NC 自動旋盤	1	H21.4	15,200,000	9				1.2 3.4		
					7	000000000000000001	応接セット	1	H6.1 H4.2	600,000	8				1.2 3.4		取得年月 耐用年数 修正
					8	000000000000000002	エアコン	1	H9.6	300,000	6				1.2 3.4		
					9	000000000000000003	冷蔵庫	1	H18.3	200,000	6				1.2 3.4		誤り

除却済みの資産は朱線で消し、除却年月と減少事由を摘要欄に記入してください。

資産の一部を除却した場合には、その旨を摘要欄に記入し、訂正後の数量及び取得価額を朱書きしてください。

誤った資産を申告していた場合は、朱線で消し、摘要欄に「誤り」と記入してください。

【摘要】

1. 減少事由
 (1) 売却
 (2) 滅失 (廃棄)
 (3) 移動
 (4) その他

2. 修正事由
 (1) 名称修正
 (2) 取得年月修正
 (3) 取得価額修正
 (4) 耐用年数修正

3. その他参考となる事項
 (1) 特例……特例該当資産
 (2) 非課税……非課税該当資産
 (3) 分離……分離課税適用資産

※「増加事由」の欄は、1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受け入れ、4. その他のいずれかに○印を付けてください。

4. 償却資産とその耐用年数

(抜粋)

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数			
1	構築物	舗装路面 舗装道路	アスファルト舗装	10	打ち込み井戸	10	広告用のもの	金属製	20	
			石・砂利道	15	緑化施設	工場用		7	その他のもの	10
			コンクリート舗装	15		その他のもの	20	農業用ハウス	金属製	14
			ビチューマルス舗装	3	庭園	20	その他のもの		8	
		へい	コンクリート・ブロック製	15	仮設建物	7				
		金属製	10	街路灯	10					
	建物附属設備	電気設備	蓄電池電源設備	6	消火柱・火災報知設備	8	冷暖房設備	22kw以下のもの	13	
			その他のもの	15	可動間仕切り	簡易なもの		3	その他のもの	15
		給排水・衛生・ガス設備		15		15	アーケード・日よけ設備		15	
2		機械及び装置	食料品製造業用設備	10	化学工業用設備		電子部品、デバイス又は電子回路製			
	繊維工業用設備			臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	5	造業用設備				
	炭素繊維製造設備		黒鉛化炉	3	塩化りん製造設備	4	光ディスク製造設備	6	プリント配線基板製造設備	6
	その他の設備		7	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	半導体集積回路又は半導体素子製造設備				
	木材又は木製品製造業用設備		8	半導体用フォトレジスト製造設備	5	その他の設備	8			
	印刷業又は印刷関連業用設備		デジタル印刷システム設備	4	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	5	太陽光発電設備(主として金属製のもの)	17	総合工事業用設備	6
							製本業用設備	7	飲食料品小売業用設備	9
	新聞業用設備		モノタイプ、写真又は通信設備	3	その他の設備	8	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8	その他の設備	17
	その他の設備		10	生産用機械器具製造業用設備		金属加工機械製造設備	9	その他の設備		
	プラスチック製品製造業用設備		8	その他の設備	12	その他の設備	12	その他の設備		
	ゴム製品製造業用設備		9	業務用機械器具製造業用設備	7	電気機械器具製造業用設備	7	主として金属製のもの	17	
	金属製品製造業用設備			電気機械器具製造業用設備	7	情報通信機械器具製造業用設備	8			その他のもの
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造用設備		6	情報通信機械器具製造業用設備	8	輸送用機械器具製造業用設備	9	飲食店用設備	8	
								その他の設備	10	農業用設備
	はん用機械器具製造業用設備		12	林業用設備	5	自動車整備業用設備	15			
	6		工具	金型(金属加工用)	2	切削工具	2	測定工具・検査工具	5	
				ロール(金属圧延用)	4	治具・取付工具	3			
			器具及び備品	事務機・椅子	金属製のもの	15	電気冷蔵庫・洗濯機・その他電気・ガス機器			
								その他のもの	8	
				応接セット	接客業用のもの	5	電子計算機	パソコン	4	広告器具
その他のもの		8						その他のもの	5	
陳列棚・ケース		冷蔵機付き		6	複写機(コピー機)・レジスター・タイムレコーダー・ファクシミリ等	5	金庫	手提げ金庫	5	
										その他のもの
テレビ・ステレオ等音響機器		5		電話設備	デジタルボタン交換設備	6	理容・美容機器	5		
冷暖房用機器(ルームクーラー等)		6		通信機器	その他のもの	10	自動販売機・自動両替機	5		
カーテン・寝具等繊維製品	3	カメラ・映写機・望遠鏡	5	簡易焼却炉	5					

VI マイナンバー（個人番号）・法人番号記載欄について

1. マイナンバー（個人番号）・法人番号について

記入の方法は償却資産申告書の記入例（P13）を御参照ください。個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に**右詰め**で記入してください。

過去の申告にて既に個人番号の確認が済んでいる方につきましては、申告書御提出の際に個人番号の記載を省略していただいて差し支えありませんが、原則、毎年記載が必要であることを御承知おさください。

2. 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をいただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認及び代理権限確認）を実施いたします。以下の①又は②の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、**法人番号を記載した申告書を御提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。**

	①本人が申告書を提出する場合	②代理人が申告書を提出する場合
番号確認資料	個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号付き） 等	本人の個人番号カード（裏面） 本人の通知カード 住民票（個人番号付き） 等
身元確認資料	個人番号カード（おもて面） 運転免許証 旅券（パスポート） 等	代理人の個人番号カード（おもて面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証書 等
代理権限確認資料	—	税務代理権限証書 代理権授与通知書 委任状 等

※eLTAX（電子申告）の場合は電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

※代理権限確認資料は、原本を提出してください。

また、下の代理権授与通知書を代理権限確認資料としてお使いいただけます。

切取り線

代理権授与通知書

令和 年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(本 人) 住所

氏名 _____ (※) 生年月日 _____ 年 月 日

(※)本人が手書きしない場合は記名押印。

私は、次の者を代理人と定め、この者に償却資産申告書の提出に関する権限を授与します。

(代理人) 住所

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

不動産賃貸業をされている事業者の皆様へ

下記に例示している事業用資産は、固定資産税（償却資産）の対象となりますので、御申告をお願いします（資産名称、耐用年数は一例になります）。

詳しくは岡崎市役所 資産税課 償却資産係までお問合せください。

